

令和7年会津美里町議会第2回定例会11月会議

議事日程 第1号

令和7年11月14日（金）午前10時00分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙

追加議事日程 第1号の追加1

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 議案の上程及び提案理由の説明
- 第 7 報告第21号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 9 報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第10 報告第24号 専決処分の報告について（会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 第11 報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第12 議案第59号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）
- 第13 議案第60号 損害賠償の額を定めることについて
- 第14 議案第61号 旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事請負変更契約について
- 第15 常任委員の選任について
- 第16 議長の常任委員の辞任について
- 第17 広報広聴常任委員の選任について
- 第18 議会運営委員の選任について
- 第19 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番	阿部雄一郎	君	8番	星次	君
2番	福島雅典	君	9番	鈴木繁明	君
3番	荒川佳一	君	10番	横山知世志	君
4番	櫻井幹夫	君	11番	根本謙一	君
5番	長嶺一也	君	12番	渋井清隆	君
6番	小島裕子	君	13番	大竹惣	君
7番	村松尚	君			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	鈴木國人	君
総務課長	平山正孝	君
政策財政課長	渡部雄二	君
政策財政課参事	金子吉弘	君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌	君
町民税務課長	大竹淳志	君
健康ふくし課長	渡部朋宏	君
健康ふくし課主幹	福田富美代	君
産業振興課長	鶴川晃	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	猪俣利幸	君
生涯学習課長	小林隆浩	君
選挙管理委員会書記長（兼）	平山正孝	君
農業委員会事務局長（兼）	鶴川晃	君
代表監査委員	薄久男	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
事 務 局 次 長	小 林 一 成 君
兼 務 係 長	
主 任 主 査	土 屋 純 子 君

開 会 （午前10時00分）

〔議員、職員に仮議席表配付〕

〔議員仮議席に着席〕

〔町長以下着席〕

○議会事務局長（川田佑子君） おはようございます。私は、議会事務局長の川田佑子でございます。

本定例会は、改選後初めての議会でありますので、議会事務局長名で参集の告知及び地方自治法第121条の規定に基づく出席要求をした次第でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の鈴木繁明議員をご紹介します。

鈴木繁明議員、議長席のほうにお願いいたします。

〔年長の鈴木繁明君議長席に着く〕

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいま紹介をいただいた鈴木繁明でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○開会の宣告

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいまから令和7年会津美里町議会第2回定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○臨時議長（鈴木繁明君） これから11月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

本会議の説明員の報告につきましても配付したとおりであります。

○町長挨拶

○臨時議長（鈴木繁明君） では、日程に入ります前に、町長にご挨拶をお願いしたいと思います。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。改選後初となる会津美里町議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの会津美里町議会議員一般選挙におきましてご当選されましたこと、改めてお祝いを申し上げます。本日から新たな議会体制の下、町民の皆様の負託に応えるべく、町政の新たな一步を踏み出します。町政を担う者として、改めてその責任の重さを痛感するとともに、皆様と力を合わせて未来に向けたまちづくりに取り組んでいく決意を新たにしております。

さて、本町は町村合併により会津美里町が誕生してから今年で20年の節目を迎えました。これまで町総合計画をはじめ、それぞれの分野における各種計画に基づき、まちづくりを進めてまいりました。私の所信表明で述べたとおり、本町は自然環境の豊かさなどすばらしい素材が存在している反面、少子高齢化や人口減少が著しく進んでおり、課題が山積しております。その中でも喫緊の課題である教育環境の充実、産業の振興、移住、定住策、交流人口の拡大、医療、福祉の充実、空き家、鳥獣被害対策などを着実に進め、多くの町民の方々がこの町に住んでよかったと実感できるまちづくりを進めてまいり所存であります。

町政運営に当たりましては、対話と協働を基本に議員の皆様と十分な議論を重ねながら、公正で透明性の高い行政運営に努めてまいります。どうか今後とも大局的な見地からのご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、新しい議会の皆様のご活躍と、議会、執行部が一体となって町民福祉の向上に寄与できますことを心より期待申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○町長挨拶

○臨時議長（鈴木繁明君） 次に、副町長、教育長、代表監査委員は自己紹介をお願いいたします。

副町長。

○副町長（鈴木國人君） おはようございます。副町長の鈴木國人と申します。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） おはようございます。教育長の歌川哲由と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 代表監査委員。

○代表監査委員（薄 久男君） おはようございます。代表監査委員の薄久男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 次に、執行部職員の紹介を総務課長から順に自己紹介をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） おはようございます。総務課長の平山正孝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） おはようございます。政策財政課長の渡部雄二です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 政策財政課参事。

○政策財政課参事（金子吉弘君） 政策財政課参事をしております金子吉弘と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（鈴木繁明君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） おはようございます。健康ふくし課長の渡部朋宏と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） おはようございます。健康ふくし課主幹をしております福田富美代と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） 町民税務課長、大竹淳志と申します。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 皆さん、おはようございます。産業振興課長の鶴川晃と申します。よろしくお願ひします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 皆さん、おはようございます。建設水道課長の加藤定行と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） こども教育課長の猪俣利幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 生涯学習課長の小林隆浩と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（児島隆昌君） 改めて、おはようございます。会計管理者並びに出納室長をしております児島隆昌と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木繁明君） 自己紹介が終わりました。

日程に入ります。

○仮議席の指定

○臨時議長（鈴木繁明君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○議長の選挙

○臨時議長（鈴木繁明君） 日程第2、議長の選挙を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時06分）

再 開 （午前10時17分）

○臨時議長（鈴木繁明君） 再開いたします。

これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、阿部雄一郎君、2番、福島雅典君を指名いたします。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○臨時議長（鈴木繁明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（鈴木繁明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（鈴木繁明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○臨時議長（鈴木繁明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（鈴木繁明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

阿部雄一郎君、福島雅典君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（鈴木繁明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票ありません。ゼロ票です。

有効投票のうち

大竹 惣君 7票

星 次君 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、大竹惣君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（鈴木繁明君） ただいま議長に当選されました大竹惣君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長当選の承諾並びに挨拶をお願いいたします。

大竹惣君。

○議長（大竹 惣君） このたびは多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。引き続きスピード感を持って議会改革と効率化を図り、議員各位の声にしっかりと耳を傾けながら、強いリーダーシップを発揮していくとともに、公平で民主的な議会運営を実行いたします。今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○臨時議長（鈴木繁明君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。大竹議長と交代いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時31分）

再 開 （午前10時34分）

〔臨時議長、議長と交代〕

〔追加議事日程表を配付〕

○議長（大竹 惣君） それでは、再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） 議事日程の追加をいたします。

追加した日程は、配付した追加議事日程（第1号の追加1）のとおりであります。

○議席の指定

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

1番 阿 部 雄一郎 君

2番 福 島 雅 典 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月までの通年と決定いたしました。

○副議長の選挙

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時35分）

再 開 （午前10時44分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大竹 惣君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、荒川佳一君、4番、櫻井幹夫君を指名いたします。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（大竹 惣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議長（大竹 惣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（大竹 惣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

荒川佳一君、櫻井幹夫君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（大竹 惣君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 12票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

長嶺 一也君 5票

渋井 清隆君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、渋井清隆君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大竹 惣君） ただいま副議長に当選されました渋井清隆君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長当選の承諾並びに挨拶をお願いいたします。

渋井清隆君。

○副議長（渋井清隆君） このたびの副議長選任に当たりまして、皆様方のご支援をいただき、副議長の職を兼任いたすことになりました。もとより微力ではございますが、議長の補佐役として、当議

会の持つ任務の重要性につきまして、各議員並びに当局員と一体に本議会に基づく職務を全うすべく、最大の努力を尽くす所存でございます。何とぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時01分）

再 開 （午前11時01分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議席の一部変更

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、配付した議席表のとおりであります。直ちに議席を移動願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時02分）

再 開 （午前11時02分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 追加日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第21号から報告第25号、議案第59号から議案第61号の計8議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和7年会津美里町議会第2回定例会11月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報

告5件、議案3件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第21号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年7月1日、町内字川原町地内において、公用車を発進させる際、ブロック塀に接触し、破損させる対物事故が発生しました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金6万2,700円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第22号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年2月17日、町内寺崎字寺崎地内において、除雪作業中、車庫に接触し、破損させる対物事故が発生しました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金22万5,500円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第23号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年8月29日、町内字新布才地地内において、公用車を走行中、駐車中の車両に接触し、破損させる対物事故が発生しました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金16万9,301円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第24号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。児童福祉法の一部改正に伴い、本条例に影響する条項について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の報告第25号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和7年8月1日、町内鶴野辺字三百苺地内において、除草作業中、駐車してあった車両に飛び石が当たり、破損させる対物事故が発生しました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金31万342円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第59号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,624万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億9,077万3,000円とするものであります。

次の議案第60号は、損害賠償の額を定めることについてであります。本案は、令和7年7月19日、町内佐賀瀬川字西長尾地内において、相手方車両が町道30106号線の横断側溝上に設置されているグレーチングの上を走行中、グレーチングと車両下部が接触し、破損させる対物事故を確認しました。事故後の相手方との交渉により、解決金として損害賠償の額を105万969円と定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第61号は、旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事請負変更契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時08分)

再 開 (午前11時15分)

○議長(大竹 惣君) 再開いたします。

○報告第21号の議題、説明、質疑

○議長(大竹 惣君) 追加日程第7、報告第21号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長(加藤定行君) それでは、報告第21号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書3ページ、4ページです。概要説明5ページも併せて御覧ください。概要説明にてご説明させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年7月1日午前11時頃、町内字川原町地内において、公用車を発進させる際にブロック塀に接触し、破損をさせる対物事故が発生いたしました。その後、同年8月6日、相手方M氏、会津美里町在住でございます、と対物事故に係る損害賠償金について、6万2,700円を支払うことで示談が成立しましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長(大竹 惣君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番(星 次君) ただいま説明がありましたが、この公用車、発進してブロック塀ということですが、2点ほどお聞きいたします。

公用車は損害というか、修理になったのか。

それと、もう一点は、安全運転管理者について私は再三言っているのですが、安全運転管理者の各課に指導、安全運転やれよというふうなことが、年に何回ぐらいそういうふうに行っているのか、この2点お願いします。

○議長(大竹 惣君) 建設水道課長。

○建設水道課長(加藤定行君) 今現在、事故を起こした公用車につきましては、修理は完了してございます。

指導状況も、再三にわたり注意はしてございます、職員に対しては。その上で、課内会議等において一月に1回やっているところなので、その段階では係長以上に対して申し上げ、課員に対して周知するような報告をさせているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 公用車の修理は完了したということではありますが、金額的に幾らぐらい公用車の修理にかかったのか、その辺も教えていただきたいのと、もう一点、係長以上に指導しているということではありますが、この事故は運転者としてのモラル、注意緩慢なのです。やっぱり再三そういうふうには、町民の財産的な部分がこれ損害になっておりますので、幾ら賠償で保険で下りるといっても、やっぱり再三注意していただいて、本当に事故のないようにしていただきたいというふうに思っておりますが、再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今手元の資料で修理に幾らかかったか、ちょっと存じ得ません。後ほど報告させていただきたいと存じます。

事故の点につきましても、十分今後職員のほうには注意してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第21号を終了いたします。

○報告第22号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第8、報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第22号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書6ページ、7ページです。概要説明8ページも併せて御覧ください。概要説明にてご説明させていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年2月17日、町内寺崎字寺崎地内において、除雪作業中に車庫に接触し、破損させる対物事故の発生を確認いたしました。その後、同年9月22日、相手方I氏、会津美里町在住でございます、と対物事故に係る損害賠償金につ

いて、22万5,500円を支払うことで示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第22号を終了いたします。

○報告第23号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第9、報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時22分）

再 開 （午前11時23分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

説明をお願いいたします。

こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 報告第23号についてです。23号は、損害賠償の額を定めることの専決について報告するものであります。

本件は、本年8月29日午前11時5分頃、町内字新布才地地内において、公用車を走行している際、駐車中の車両に接触し、破損させる物損事故が発生いたしました。その後、同年9月24日、相手と自動車物損事故に係る損害賠償金としまして16万9,301円を支払うことで示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） 訂正の申出がありましたので、許可いたします。

こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） ただいま自動車物損事故と申し上げましたが、破損させる対物事

故に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） 対物事故が新布才地というふうな地名であります、この地名は役場庁舎の近くでないかなというふうに思っております。それで、駐車中の車にぶつけたということですが、具体的に場所等教えていただければと思います。役場の駐車場なのか、それともどの場所なのか。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時26分）

再 開 （午前11時26分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） この事故でございますが、庁舎の北側の第2駐車場内において、スクールバスを目的外使用で公社の運転手が駐車場内を迂回する際に、駐車中の職員の車に接触したというような事故でございます。

以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 了解しました。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第23号を終了いたします。

○報告第24号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 追加日程第10、報告第24号 専決処分の報告について（会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 報告第24号 専決処分の報告について（会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）についてご説明い

たします。

議案書12ページから13ページ、概要説明14ページを御覧願います。本件は、令和7年10月1日施行、児童福祉法の一部改正に伴い、会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、引用する条項の整理が必要となったため、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定に基づき所要の改正を行い、令和7年10月1日に専決処分しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

改正の内容であります。本条例第12条中、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めることとし、令和7年10月1日から施行することとしたものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第24号を終了いたします。

ここで、建設水道課長より先ほどの星議員の質疑に対する答弁がありますので、それを許可いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 先ほど星議員より公用車の修理費用についてお尋ねがありましたところ、公用車につきましては右側バンパー及び右側前輪のホイールカバーのへこみと割れ等が生じたことにより、9万706円ほど修理費用が発生したところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○報告第24号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） それでは、追加日程第11、報告第25号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 報告第25号は、損害賠償の額を定めることの専決処分について報告するものであります。

本件は、本年8月1日午前9時5分頃、新鶴中学校敷地内において、用務員が草刈り機により除草作業中に、飛び石により駐車中の自家用自動車の後部ドアのガラスを破損させる対物事故が発生いた

しました。その後、10月8日、相手方と対物事故に係る損害賠償金として31万342円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） すみません。何点かちょっとお伺いします。

これ夏休み中の除草作業ということで、相手方というのはこれ保護者の方、例えば部活で来られていた保護者の方なのか。

あと、位置関係です。恐らく除草というと、体育館東側から多分旧テニスコートがあった辺り、周辺の除草になると思うのですがけれども、どの辺での飛び石の事故だったのか。

あと、リアガラスの交換にしては少し、税抜きでいっても28万円程度出ていますので、通常の修理にしてはちょっと額面自体が高いのではないかとということを勘案すると、ほかにも、リアガラスはメインだったのかもしれませんが、これリアガラスは割れてしまったのか、それとも飛び石というのはどの程度の飛び石で、どのくらいの内容だったのか、ちょっと内容を説明できるのであれば内容もお願いします。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） まず、1点目の被害者の相手は放課後児童クラブの指導員でございます。

2点目につきましては、ちょっと後ほどお答えさせていただきます。

あと、3点目でございますが、ガラスの破片に伴い、やっぱり割れた衝撃でボディに傷がつけました。その傷の塗装補修を行ったことによりまして金額が、経費が膨らんだというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第25号を終了いたします。

○議案第59号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第12、議案第59号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第59号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料を御覧願います。

それでは、予算書1ページを御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,624万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,077万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして、追加の補正を行うものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正でございます。追加でございます、行政事務包括業務委託事業につきまして、窓口業務、特別支援教育支援員業務及び児童クラブ管理運営業務についてアウトソーシングを推進するため、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

7ページを御覧ください。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、歳入につきまして、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,624万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,624万1,000円の増額につきましては、17節の庁用備品でございます、令和8年度組織機構改革に伴う執務室のレイアウト変更及び本庁舎1階来庁者窓口のプライバシー確保に関連する備品購入費用について増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

○議長（大竹 惣君） 3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） それでは、予算書の歳入と歳出についてお聞きします。

まず、7ページの歳入ですが、なぜ財政調整基金繰越金からの歳入としたのか、補助等のほかの予算はなかったのか、その点をお伺いします。

2点目、8ページの歳出ですが、説明の中で備品購入ということでありましたが、主なものということでプライバシーということもありましたけれども、そのほかに何か備品ということでも予算を活用しているものはあったのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） 歳入歳出の件のご質問ということで、一応こちら庁用備品の購入につきましては起債等の対象にはならないもの、あと町単独の事業でありますので、財源としては財政調整基金を使用するという形で考えていたところでございます。

あと、こういったものをという部分につきましては、プライバシー保護のための半個室化をするような形、現状受付カウンターにあっては、隣の人が何をやっている、何を書いているというのが丸見えの状態でございます。それをつい立てを立てて個室化のような形にして、その方が何を申請しているのかとか、そういったものが見えづらい形にして、個人のプライバシーを保護するという形のカウンターに変更していく。あと、組織機構の見直しということで、組織機構、若干見直しを図ります。そのために机等の不足に係る部分の追加、あと受付と業務の間に低いつい立てみたいなものを設けて業務と受付の部分の境をつくったり、あと業務委託をする、今回の包括業務委託に係る業務員もやはり増えるという想定をしておりますので、その部分に係る体制の整備という形で予算を計上しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） まず、歳入なのですけれども、これ使っていない予算とか何かというのはなかったのですね。それはないから、これを使ったということによろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 歳入に関してのご質問でございます。残予算と申しますか、そういったものが当然なくて、金額も大きいものから財政調整基金を充てさせていただいたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 分かりました。

それでは、歳出、1点再質疑します。これ執務室のレイアウトということで考えているみたいなのですけれども、それについては委託料には使わないということによろしいですね。あくまでも今の備品という形でいいのか。

あとは最後に、それいつやるのか、いつ予定しているのか、その点確認します。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 本予算につきましては、あくまで備品購入費ですので、委託とか、そういったものにはございません。

あと、いつ頃実施するのかということにつきましては、本予算が可決され次第入札等を行い、年度内に4月1日から新しい組織で対応できるように進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 何点か、ひとつお願いしたいと思います。

まずは4ページの債務負担行為の補正であります、ただいま業務委託ということで3つの業務委託の説明がありました。しかしながら、限度額が大きい金額なのです。5億7,800万ということでもありますので、この3つの分けた金額を教えてくださいというふうに思います。

それと、歳出であります、備品購入費で予算は計上してありますが、ただいまの説明だといつ立てというふうなこともあるのだということですが、このついでての工事というのは土日で終わる工事なのか、それとも町民が窓口申請に来た場合に支障は来さないのか、その辺お願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、1点目の債務負担につきましてですが、政策財政課長のほうからもご説明ありましたとおり、窓口業務委託、あと特別支援教育支援員業務、この2つについては現状も委託しているところでございます。新たに児童クラブ管理運営事業というものを追加する予定でございます。こちらにつきまして大まかな金額、3年間分ですよろしいですか。窓口業務については3年で1億9,000万ぐらい。すみません、ちょっと正確なところ、数字を持っていなかったもので、特別支援員については1億6,000万ぐらい、児童クラブについては1億8,900万程度を見込んでいるところでございます。ちょっと若干ずれがあるかもしれません。申し訳ございません。

あと、カウンターの設置につきましては、あくまで工事が必要な、がっちり固定してやるといったものではありませんので、既存の普通に事務器屋さんで売っている、そんなに高くない、1メートル30くらいですか、それぐらいの高さのものを受付側と業務側の間に設置するという形だけですので、土日での対応で十分可能だという判断をしております。

あと、それをやることによって、包括業務委託の中で受付業務等も拡充する予定であります。そうすると、受付業務の方が今現在町民税務課の端っこのほうにいますが、ある程度1階の各部署のところにいれるような形に配置換えをちょっとしまして、中と前の区分けをするという形の考え方で設置するものでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 了解。

○議長（大竹 惣君） 5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） ただいまの総務課長の説明につきましてちょっとお聞きしたいのですが、機構改革に伴う執務室のレイアウト変更によって、不足する机を設置することなのですかけれども、職員が減っているのに、なぜ不足が生じるのかが、ちょっともう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

あともう一点なのですが、窓口のカウンターにプライバシー確保ということなのですかけれども、全部のカウンターを考えているのか、一部なのか、その辺を2つ質問させてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 机の増設はなぜかという部分については、今現在使っている机というの

は1人用の机ではないのです。5人で1つの机とかという形になっていますので、それを動かして入る場所という部分がないというのもあります。ですので、今ある場所はそのままだという形になろうかと思えます。そこに課を増やしたりとか、あと若干移動をかけたとかという部分があるので、空いているところに3人座れるような机を新たに設置したりとかという形で若干の余裕が取れるように、業務用でもパソコン等の使用が多くなっておりますので、若干の余裕が取れるようにということで追加をさせていただくということでございます。

カウンターのプライバシーの保護につきましては、1階のカウンター全体で考えております。個人のプライバシーが保たれるようにブース化をしていくという形で考えております。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大竹 惣君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、こども教育課長より先ほどの村松議員の質疑に対しての答弁がありますので、許可いたします。

こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 先ほどの村松議員の2問目のご質問ですけれども、事故の場所ですけれども、小学校の校舎の裏側で、中学校のグラウンドとの間の、ちょうど場所的に小学校の給食等搬入口の通路の付近でございます。敷地としては中学校の管理敷地となります。

以上でございます。

○議案第60号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第13、議案第60号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第60号 損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

議案書18ページ、概要説明19ページも併せて御覧ください。概要説明にて説明をさせていただきます。本件損害賠償の額を定めることにつきましては、令和7年7月19日午後1時15分頃、町内佐賀瀬川字西長尾地内において、相手方車両が町道30106号線の横断側溝上に設置されているグレーチングの上を走行中、そのグレーチングが跳ね上がり、車両下部のオイルパンに接触した際、オイルパン、オートマチックトランスアクスル及びフロントバンパーを破損させる対物事故の発生を確認いたしました。その後、同年10月16日、相手方N氏、会津美里町在住でございます、と対物事故に係る損害賠償の額について、105万969円を解決金として賠償することを確認し、承諾を得たことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

10番、横山知世志君。

○10番（横山知世志君） お伺いします。

この横断側溝上のグレーチングなのですが、通常はこれそんな跳ね上がりするわけではないのですが、なぜ今回このような事故が発生したのか、その原因があると思うのですが、それをお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今回の事故の発生箇所につきましては、新鶴体育館から町道路上に出る際のグレーチング、縦断側、道路上から見れば側溝なので、そこにかかっている体育館から出る際のグレーチングにおいて、側溝の受け側に破損が生じたために、車が通行の際、跳ね上がったような状況が発生したものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 通常そういった道路上の破損箇所についてパトロールもされていると思うのですが、その辺の現状をお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今現在なのですが、道路本体についてはパトロール上、物すごくそういう点も気にするようにして見ているところだったのですけれども、道路の歩道上の脇側の側溝

にかかっているグレーチングなものですから、見落としたような状況が発生して、大変申し訳なかったと思っていますところでは。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 4番、櫻井幹夫君。

○4番（櫻井幹夫君） お伺いします。会津美里町の過失を100%とされたのはどなたなのでしょう。保険会社さんだとすれば保険会社名と、あと本支店名教えていただきたいのですが。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

100%として認定いたしましたのは、損害保険ジャパン株式会社でございます。今現在、支店名までちょっと載っておらず会社名のみでございますので、これも後からお答えさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） この業者さんは、入札で選定されているのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 町で掛けている市町村総合保険になりますので、各課が掛けている保険というわけではないです。それも損保ジャパンと直接契約しているという形ではなくて、直接保険会社、その会社とやっているというよりも、町村会が間に入ってやっているという形の保険ですので、代理店、町村会というのが県のほうにありまして、各市町村にそういった保険の加入について取りまとめの窓口となっていて、そこを経由して結んでいる形になりますので。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 今の件で、県町村会は損保ジャパンさんオンリーなのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） そこまでは把握しておりません。あくまで町村会のほうから加入についての通知があつて、こちらのほうで加入しますという形でやっていますので、そこに保険会社の選択肢があるのかと言われれば、そこまでは把握しておりません。

○議長（大竹 惣君） 7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） ちょっと1点、2点お伺いします。

これ今回の事故に関しては、解決金というふうな内訳になっています。そうすると、先ほどお話伺った限りでは、説明の中ではオイルパンとATのトランスミッションいつているということは、車自体は全損扱いという形でこれは補償したような形なのですか。それとも、修理した上での金額なのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） お諮りします。

間もなく昼食の時間となりますけれども、本日の議案が全部終了するまで延刻したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、延刻いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今回、先ほど申しました破損箇所におきましては、全て修理を行ったようなことでございます。あと3か月の代車、レンタル車を本人が使ったような状況でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 最後に対物事故を確認したというふうに記入ありますが、この確認は職員が行って100%の対物、保険というふうに考えたのか、先ほどの質問だと保険会社がこの事故は100%だよということで決めたというような課長の答弁ですが、確認は誰が行ったのか、その辺。そして、100%というふうなことは、町が保険会社と入ってそういうふうにしたのか、その辺詳しく教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 事故に関しまして、発生した段階では町の職員が確認しているところ。町の職員がその後、保険会社のほうに担当者を確認した後、保険に対する何%というものを確認した上で、100%ということで保険会社のほうに判断していただいたところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） そのときに課長として、100%、これはあり得ないのではないかと、そういうふうなことも申入れはしなくて、保険会社の100%だよというような、こういう事故はということで一方的に町が悪いのだというふうなことだったのか、その辺は交渉の仕方があると思うのです。そういう交渉はしなかったのでしょうか、恐らく。

あと、グレーチング、横断溝の体育館から出る簡易的なグレーチングだと思うのですが、その後きちんと再発防止、ならないように措置はしたのか、ちゃんと今度はならないようにピンを打ったのかどうかとか、やっぱりこういう金額が大きいので、そういう措置もやるべきだと思うのですが、その辺最後に教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今回の現地のグレーチングの破損に関しましては、町のほうで100%の過失であるというふうに認識しているところでございます。今後は再発防止につなげたいと思っ
ているところなのですが、現地のグレーチングにおきましては特注品でありまして、今現在受注生産において作ってもらっているところでございます。11月の下旬から12月にかけては現地のほうに設置できるのかなんていうふうに思っているところなのですが、今現在は跳ね上がったグレ

ーチングと、舗装とコンクリートを使いまして、安全確保した上で現在通行していただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大竹 惣君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第61号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第14、議案第61号 旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事請負変更契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） それでは、議案第61号 旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事請負変更契約についてご説明いたします。

議案書20ページ、併せて概要説明21ページを御覧ください。本案は、旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事における請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、旧赤沢幼稚園の基礎部分を解体した際、設計に計上していない基礎ぐい
が確認されたため、くい抜き撤去工を追加するものです。旧赤沢幼稚園の基礎ぐいのくい抜き撤去工
を当初の解体設計に計上できなかった理由につきましては、旧赤沢幼稚園を建設した当時の設計図書
が不明のため、基礎ぐいの存在について確認することができなかったためであります。また、基礎ぐ

いは建物の基礎の下に埋設されているため、試掘等の調査による確認も困難なことから、当初の設計に計上することができませんでした。

追加して引き抜き撤去を行う基礎ぐいは、鉄筋コンクリート製の長さは8メートルのぐいで、本数は108本です。

変更金額は1,444万4,100円を増額し、1億4,763万2,100円とするものです。

契約の目的並びに相手方については変更ございません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

10番、横山知世志君。

○10番（横山知世志君） これ昨日議案書を拝見したのですが、啞然としました。こんな大きなミスで事前説明もなくさらっと上程される、いわゆる執行部に大変不信を覚えたものであります。こういった今説明があったように、建物の下にあったので、分からなかったというような説明であったのですが、これもこんな大きい108本もの、見逃したそのミスの責任というのは果たしてどこにあるのでしょうか。ちょっとそこら辺を明確にお示し願いたい。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 基礎ぐいが確認できなかった理由としましては、先ほども申し上げましたとおり、まず通常は当時の設計書を基に基礎ぐいの数とか長さとか分かりますので、それで設計の額を算出するのですが、今回の場合は旧赤沢幼稚園の建設した当時の図面と設計図書が全くなかったということで、あくまで地下の中に基礎ぐいありますので、あるのかないのかの判断ができない状況でした。そういう中で建物の解体工事が終わりました、建物の解体工事、基礎等も取った後に基礎ぐいの存在が確認できたということです。もともとその建物の基礎というのも土の中に1.2メートル程度も埋まっております、その下に8メートルということでぐいが入っていましたので、あとどうしても図面とかがありませんので、仮にあるとしましても、どのくらいの本数がある、どこに埋まっているか。ただ、今は8メートルって分かりましたが、どの程度の太さの、例えばどのくらいの長さのものが埋まっているかというのも設計段階ではやっぱりなかなかちょっと分かりませんでしたので、そこは設計にあるかないか分からないものを計上することはできなかったというものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 今、これ現在は工事は中断されているのですか、それとも継続しているのか、そこら辺。

この発覚というか、確認ですか、これ日付だけ教えていただけますか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 初めの工事の状況につきましては、既にここの工事につきましては、全て表面上のものと基礎等は解体が進んでおりまして、そこであとストップをしている状況でございます。

それからあと、この基礎ぐいを確認できた時期につきましては、10月6日に確認をしてございます。以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 町長にお尋ねしたいのですが、今までにも何度となくこういった工事に関する請負ミスとかが発生しております。根本的に改善が必要なのではないかというふうに思うのですが、町長の見解をお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

入札に関するミスが続いております。それにつきましては、改善に向けてどのようなことがあればこのミスがなくなるのかということで、庁内で今あらゆることを模索しながら進めているところです。今回のこの解体工事に関する設計につきましては、今ほど担当課長が申し上げましたとおり、残念ながらその当時の設計図書が見当たらず、そのくいの確認ができなかった。なので、想定はある程度できたのでしょうけれども、どういった形状のものがどのくらいの数があるのかというのはその設計する段階で確認できない。未確定のまま設計図書に上げるわけにはいかないということで発生した事案だというふうに思います。なので、今回の場合はやっぱり本当であればその設計図書があって、確実な工事ができるような設計というものが必要だったのだと私も思いますけれども、今回のものに関してはそういった基礎となる設計書が見当たらなかった、なかったということが今回のこの補正につながったということでありますので、これはおわびするしかないわけですが、またご理解をいただければなというふうに思うところであります。

○議長（大竹 惣君） 4番、櫻井幹夫君。

○4番（櫻井幹夫君） お尋ねします。

この土地は、誰のものなのでしょう。町のものであれば、わざわざ今補正をかけて、一千数百万というお金をかけて抜くよりも、整地してそのままにしているのではないかと私は思うのですけれども、そういった考えには至らなかったのかお伺いしたいです。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

確かにそういう考えもあると思いますが、土地は町の土地にはなっております。ただ、いずれやはり基礎ぐいの引き抜きというのですか、それは絶対必要になりますし、いろいろ活用するに当たりまして。あと、今この工事の中で基礎ぐいの引き抜きをやりますと、諸経費とか、そういうものの関係

でも、後日単独で発注するよりは経済的に工事ができるということになりますので、今回の補正をお願いしているものでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 今後を考慮してということですが、今現在そういった計画や見通しはあるのでしょうか。ない中で、今することに関して、費用対効果の面からいっても私は無駄だとは思えません。もしそのときが来れば改めて設計を起し、予算取りをし、売却や次の展開に持っていけばいいと思います。今この時点で補正をかけて1,400万円を追加することには私は反対です。

○議長（大竹 惣君） 今、質問の形式になっていないので、答弁はいいですか。

○4番（櫻井幹夫君） 計画とかあるのかというところは聞いたつもりなのですが、それがもしないのだと、私は反対だよという話をさせていただきました。

○議長（大竹 惣君） 失礼しました。

では、答弁をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今現在のそこの活用計画等につきましては、具体的なものはございません。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（鈴木國人君） ちょっと補足説明させていただきますが、また新たに、櫻井議員おっしゃるようにこの次ということになりますと、新たに設計を起してということになりますし、さらにお金は今のお金よりもかかる可能性があります。利活用計画が今ないということですが、町としてはそういう土地を持っていて、それを売却するだとか、今後いつまでも持ってられないというふうに考えておりますので、利活用するには売却でありますだとか、そんなことを進めていく中で、今やっておいたほうが効果的かなという判断をしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 利活用できるようになれば売却できるので、それに対する収入が得られます。それによって、費用はかさんだとしても、もしかしたら1,400万円よりもトータルでは少ないかもしれません。今の段階で1,400万円を投資することは、決してメリットがあるとは思えません。なので、私は断固反対をします。

○議長（大竹 惣君） 7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） 何点かお伺いします。

まず、設計図書がなかったというお話ですが、赤沢分館と幼稚園の建設年月日、分かれば教えてください。

また、今回設計図書がなかったというお話ですが、このような建物を今後解体する上で、そういったものがない、根拠がない、図面がないというようなものが町内に何か所程度今まで

建てたものの中であるのか、担当している所管のというだけでもいいですけども、教えていただければ幸いです。

あと、基礎くいの話、先ほど課長より答弁ありました。1.2メートル程度下がったところから8メートルというお話ありましたけれども、赤沢分館のほうに関しては、これを見ると基本的には59本ちゃんと見えています。赤沢分館の基礎くいに関してはどういう形状であったのか。要は試掘する前で全然見えるような状況での基礎くいだったのか、その違いの部分を教えてください。

あと、この予見の部分なのでですけども、予測の部分になるのですけども、赤沢分館で59本出てきているということは、当然幼稚園でも出てくるのではないかという予見するような部分、その予見を含めた上で試掘調査をした上でやるというのも一つ考え方ではなかったのかと思うのですけども、その辺の見解をお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） まず、1点目の建設年度につきましては、赤沢分館につきましては昭和54年に建設してございます。赤沢幼稚園につきましては昭和56年に建設しております。

それからあと、設計図書がないということについてですが、通常は設計書というのは残っています。今現在ちょっと生涯学習課所管の建物ってたくさんありますので、1個1個確認してみないとちょっとこの場でお答えできないのですが、本当に通常は設計図書というのは取ってあるということになっています。ただ、ちょっとこの建物のところで異色なこととしましては、ここもともと赤沢幼稚園でしたので、赤沢幼稚園、22年ですか、平成22年で閉園してしまして、その後檜葉町の避難所として23年は活用していたと。その後に24年頃から今度町の文化財の収蔵室としても使っていたりして、所管が替わったりですとか、いろいろな使い方がされていますので、ちょっと特殊なものですから、そういったことも何か影響があるのかなということと考えられます。ただ、これもちょっとはつきりは分かりませんので、通常は設計書は残っているというふうにご覧になっていただくと結構です。ちょっと詳細は後からいろいろ調べてみたいと思います。

それからあと、くいの形状につきましては、先ほど申しましたが、旧赤沢幼稚園と旧赤沢分館の形状は全く同じものでした。

〔何事か言う人あり〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） 分館のほうは図面がございました。なかったのは幼稚園のほうなので。

それから、最終的な予測とか試掘につきましては、やはり予測というところで、それで設計書に計上するというのは、やっぱりあるかないか分からないものを上げるというのはなかなかちょっと困難だと思いますし、試掘につきましても、先ほどの話ですけども、実際に建物が上に建っていますので、建物が壊してなくなったので、いろいろ地下のほうまで長さとか、そういうのが、形状とか分かるようになったのですが、建物が建っている段階では試掘を行うというのは非常に困難ですし、あと

どこにどれだけの本数があるというのも、建物の下に入っているの、基礎の下に入っていますので、やっぱりそれはなかなかちょっと試掘等は困難だったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） ありがとうございます。そうすると、図面がなくなった一つの理由としては、所管がいろいろ替わったことによって、その中での紛失した可能性がある、使い方が変わったからと。平成22年までは園で、そこから檜葉さん、その後文化財だと、そういうので移動した経緯がある。一般的に考えると、そんなにころころ、ころころ図面が右に行ったり左に行ったりするのかと、そのたびそのたびにというような感じもするのですけれども、特殊な事情というとはかにも多分あると思うのです、町の中には。なので、ちょっとそこら辺は何とも分かりにくいところなのですけれども、ただし一つ言えるのは赤沢分館よりも幼稚園のほうが後なのです、建設が。2年後なのです。伺いますけれども、これは建設業者さんも分からないのですね、そうすると。造った業者さんというのも赤沢幼稚園に関しては分からないと。ただし、入っているくいの形状が基本的に一緒、結局出てきている部分は一緒なのですよね。先ほどお話伺う限りでは、幼稚園も分館も同じ1.2メートル下から約8メートルというような形で出てきているという話なので、確かに課長がおっしゃるとおり、予想で出せないというのは分かりますし、試掘調査1.2メートル、これは先ほども、試掘だけでも結構大変なことになりますから、そこも一定の理解はします。ただし、こういった話というのはちょっと考えにくいのです。赤沢分館より幼稚園のほうが後だったのですけれども、では簡潔に聞きますけれども、赤沢幼稚園が56年というふうに年度は分かっているわけです。そうすると、建設業者さんまでは分かるということですか。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 建設業者については、すみません、ちょっと確認させてください。

あとは、その当時の確認といいましても、やっぱりもう半世紀近くたっておりますので、なかなかそこまでは困難だったのかなというふうに思っています。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 最後にお伺いします。そうすると、これから先のちょっと確認、後になるのでしょうかけれども、確認すると、似たような事案が今度出てくる可能性もありますよと、この事案があるとすると。そうすると、議会の中に上げてきたときに、いや、やってみないと分かりませんと、だけれども議会は議案を通してくださいということになりかねないのです。これももし業者さんが分かっているのであれば、例えばやる前に業者さんのほうに、もう半世紀も前の話ですけれども、図面とかというのはなかったですかと、実は町のほうにはないのですけれどもとか、やっぱりそういったもので、今まで改修工事って多分何回かやっていると思うのです、半世紀近く使っているのであれば。そういったところの設計を組むに当たって、そういった建設業者も含めて、分からないものは、なくしてしまったもの、最初からなかったものを空想でつくるというのではなくて、やっぱりそういった

部分で様々な協力を得ながら正確な図面をつくるという、設計をつくるということが大事だと思うのですけれども、最後にその1点だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） こういった古い建物だということで、確かに落札された事業者さんとか、そういった方なども聞いたりはしているのですけれども、やはりあまりにも以前ですので、半世紀前の話ですので、やっぱりなかなかそこは分からないというところになります。あと、もともとこの赤沢幼稚園というのは生涯学習課の所管ではなくて、別な課で管理していた建物ということもありますし、22年で赤沢幼稚園が閉館した以降は実質的には物置とか、一時檜葉で使いましたけれども、物置程度に使われていた建物ということで、なかなかちょっと昔のことが分かる人はいないというのが現状でした。分かっていたら、もうそれは最初から設計に当然入れますが、そういう状況だったというところでございます。

なお、お話しされたとおり、やはり今後こういう解体、仮に図面がない、そして解体工事を行わなければならないという場合は、さらにやっぱりその当時の建設事業者さんとか、そういう方にいろいろ聞きながら進めていきたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 12番、渋井清隆君。

○12番（渋井清隆君） 今いろいろ議論あったわけですが、私の結論から言いますと、この基礎伏図、元図がないのに発注したことが、これが原因なのです。それと、この委託業者がいるわけですよね。この委託業者から基礎伏図、元図の請求がなかったのでしょうか。もともと建物を建てるには基礎がなくては建たないわけです。そうでしょう。それなのにこういうことになってしまって、先ほど同僚議員が言っているように何も今さら、自分の土地なのだから、焦ってやることはなかったと思うのです。しっかりとこの基礎になる部分の元図をやはり確認した上でやれば、こういうことはないと思うのです。それを怠ったと。

それで、これ先ほども、幼稚園とあれが建築年度はさほど変わっていませんよね。同じ敷地というか、隣ですよね。それで、これ上のほう、赤沢分館の59本というのは道路側です。上のほうのやつが59本あったのだと言っていますよね。下は田んぼに近いのです。当然あるはずだという感はあると思うのです。なおかつ108本という、これ私ちょっと太さ的にはどういふものか分かりませんが、長さは8メートルだと。鉄筋コンクリートのパイルが入っていたということですが、今現在、これ8メートルというあれがあったのですが、何本か引き抜いたのですか、これ。工事のときに。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） まだそこはいじっていませんので、くいの中に空洞の部分がありまして、下までつながっている。そこに糸を垂らしまして長さを測っております。ですから、今でも土の中にそのまま入ってはおります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうすると、さっきのまだ言っていない部分があるのですよね、私が言った。業者からのこういう設計書の提出を求められた云々、この件、今漏れています。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 業者からというのは設計事業者ということでよろしいですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） 設計事業者からは、当然設計書の提出というのは求められましたが、ちょっとここにつきましては、本当に探してみたのですが、設計書が出てこなかったということで、あくまで地面から出ている部分は設計する上で確認することができますので、地下の部分が設計などを行うことができなかったということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） これ非木造ですよ。そうしますと、その当時の法律はどうか分かりませんが、都市計画区域外でも500平米を超える場合は鉄筋とかいろいろありますよね、鉄骨とか。それについては確認申請が必要だと思うのです。その頃はどうか分かりませんよ。今現状ではね。そうすると、当然これ確認申請も取っているわけですから、これから維持管理もする、例えば基礎ばかりではなく、アフターの面もあると思うのです、壊れた場合。そういうために図面がなくてできないというののもちょっとおかしいと思います。特に基礎ですから、基礎の部分の図面がないというのは、基礎は鉄筋でも入ってなくてもいいです、無筋でも。ただ、あれだけの地盤を見ますと、上が59本入っていたということは、下は田んぼに近いのだから、当然入っているだろうという想定というか、推測はできたと思うのです。したがって、委託業者は必ず求めるはずで、元図、基礎伏図を。ここを分かっているながら委託もした、受けた、ここに問題が発生しているのです。何も急ぐことはないのです。自分の土地で、売るわけですから、さっきも言ったように。だとすれば、この状態で私も同僚議員と同じでやらなくてもいいのではないかと。必ず抜かなくてはならないという理由はないでしょう。法律的な理由ありますか。そこを教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） これ解体時に基礎くい等が発見された場合、それをそのままにしますと不法投棄になるということで聞いております。ですので、やはりこの中で一緒に撤去する必要があると考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 確かに不要になった場合、放置すれば不法投棄です。廃掃法です。廃棄物処理法違反という形になる可能性はあります。ただ、私が言っているのは、それは何も邪魔するものではないと思うのです。それをその上に補強的に何か建てる場合は、補強材という理由だっつくと。必ず取らなければならないというふうに、仮に今ちょっと参考的に言いますが、浄化槽なんかは今全部町のあれにジョイントしていますよね。そのときに中を抜いて、抜ければ。あれは基

礎の補強材として利用できて異常ないのです。不法投棄にも何にもなりません。そういうようなやり方さえもあると思うのです。だから、まず先ほども言ったように、このように急いでやらなくてはならない理由があったのかということがあれなのです。なかったらもう少したってでもよかったのかなど。税金もかかっているわけではないでしょう。町の土地なのですから非課税です、当然。なぜここまでするか理由が、ちょっとその理由的なこともお聞かせ願いたいのですが。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） これにつきましては、当然後でもいいのではないかということですが、いずれこういったものは解体しなければいけないということが1つと、あとは昨年度は藤川の分館を解体したりですとか、今年はこの赤沢とか解体するわけですけれども、ある程度平準化して、利用しないものを早めに解体していくというような方針で取り組んでいます。あと、財源的にも合併特例債ですか、そういった起債も充てられますので、これ当然期限がありますので、やはりこういった有利な起債を使えるうちにこういった解体をしていきたいという考えは、そういうことから工事などの発注を行っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 何点か一つお聞かせ願いたいと思いますが、問題はやはり我々に議案としてこの工事請負の解体を上げるときに、この赤沢幼稚園は設計書がないということを我々に、議会に言っていないのです。そこに問題が生じているのです。やっぱり解体の設計書が上がった時点でそうやって我々にお知らせして、それでないの、取りあえずは上物の解体やりますが、ないのだということの後ほど補正を組むとか何かということ考えていますって言わないからこんな問題起きるので。

それで、この当時の54年、56年、私教育委員会にいたので、これは教育委員会で所管だったのです。それで、当時は赤沢小学校、赤沢公民館、赤沢幼稚園、同じ業者なのです。それで、これ赤沢公民館はあったということなので、業者は工事を請け負うときには必ず設計書に基づいて施工図をつくるのです。だから、赤沢公民館の業者に、終わって2年後なので、よく覚えていると思うのです。だから、そういう設計書を探してもなかったというようなことが、それで通用するのかというふうな、町民に対してちょっと誠意が足りないのではなかろうかというふうに私は思うのです。これすぐ業者に聞けば分かるわけです。そういうこともしないで探してみただけでもなかった、これでは理由にはならないと思うのです。これ最初から設計書なかったということを分かっている議案として出して、我々議決したと思うのです。なぜそういうふうに分かっていながら説明もしなかったのか、その辺の見解をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 1点目の設計書がないということで議会への説明が不足したのでは

ないかということで、それは確かに説明がそこまで、あるかないかは分からなかったのですけれども、その基礎ぐいが。そこはそういったことでしっかり説明しておくべきだったのかなとは思いますが。今後こういったような事業、こういったようなケースがある場合はしっかり説明していきたいと思えます。

それから、同じ業者ということでは、その件については星議員さんに聞けば分かったのかもしれませんが、あと業者さん等に確認した場合は、やっぱりちょっと皆さん分からないという回答だったものですから、作業とか工事をした人などを確認することはできなかったということでございます。今後こういうようなことが、事例がありましたら、さらに広く調査をして対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、再度質問しますが、どの程度まで探したのか、その辺が私たち分からないのです。ただ探してもなかったということで、当然、先ほど洪井議員からあったのですが、私は当時の赤沢公民館もくい打った、その下に建物を建てたので、赤沢幼稚園もくいを打ったのは記憶あるのです。だから、その当時の幼稚園の先生に聞くとか、いろいろ努力はすべきだったのではないかなって思うのです。それが全然なかったからだって、こういうことで本当に私は町民に対しては説明はできかねるのではないかというふうに思うのですが、その辺再度どの程度まで調査したのかお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 設計書を調査したことにつきましては、当然生涯学習課の書庫とか、そういったところ全て。それから、こども教育課のほうにも全て調査するようにお願いしました。それで調査していただきました。また、あと郷土資料館として一時使っていた、倉庫として使っていたこともあるので、郷土資料館の書庫など、その他設計書が保存されている可能性があるというところは、庁舎内は全て探しております。あと、なかなかほかの方に聞くというのは、確かに星議員さんのほうに、知っているということですので、そういうことも聞けばよかったのかなとは思っていますけれども、なかなかそこまでは、個人的にまでは、役場の先輩方に個人的に聞いたと、そういったところまでは行っておりませんでした。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 最後になりますので、こういうふうな工事のミスのなやつを教訓として、今後やっぱりこれをプラスにして事務遂行をすべきだというふうに私は思うのですが、やはりあらゆる手をやって努力したのだということが町民に分かればいいのですが、今の段階では分かりにくいのです。だから、前のあれもそうだったのですが、やっぱり1つの課でなくて、みんなで共有するという、全庁的に共有するというのでやっぱり問題視すべきだというふうに考えるのですが、その点、課長

としてこの教訓をどのように課長会議とか庁議で話していくのか、その辺の考え方をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今ほどたくさんの方の調査の手法等、そういったこともお聞きしましたので、今後そういったことも参考にしまして業務に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

4番、櫻井幹夫君。

○4番（櫻井幹夫君） それでは、私は議案第61号に反対の意思を表明いたします。

私は、町側の取り組み方が間違っていたというふうには思っておりません。ただ、先ほどから言っているように、今この段階で1,400万を追加することには断固反対いたします。むしろ例えば老朽化が進んでいる水道管の布設替えに使うとか、もっとほかのところに費用を充ててほしいという思いから反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） これ一般的には、解体工事というのは構造物撤去が基本であるため、更地として売却するのが通常であるということでございます。あと、先ほど課長からの説明の中に不法投棄という言葉がありました。あのまま置いておくと、いつになるか分からない、不法投棄の可能性が大きいということで、私は今回変更賛成いたします。

○議長（大竹 惣君） 反対の討論はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） 私は、再三質問しましたが、設計書がなくてというような、議会にも説明しなくて、今この11月の会議のときに補正予算として組むということに対しては私は反対して、12月に、やっぱり定例議会に上げるべきでなかったかというふうに考えますので、金額が金額ですので、私はもう少し努力が欲しかったなというふうに思いますので、私は反対を唱えていきます。

○議長（大竹 惣君） 星議員、補正予算っておっしゃってございましたけれども。

星議員。

○8番（星 次君） 発言の訂正をします。議案第61号に対して反対の要旨をします。

○議長（大竹 惣君） 賛成の討論はありませんか。

10番、横山知世志君。

○10番（横山知世志君） 今ほど来ずっと町の説明あるいは質問の内容をお聞きしましたところ、やむを得ずというような判断をしたところであります。今後こういった遺漏のなきよう期待をして私は賛成したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大竹 惣君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、建設水道課長より先ほどの櫻井議員の質疑に対しての答弁があります。それを許可いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 先ほど契約相手がどこの支店かという質問がありましたが、町としまして、先ほど総務課長が答弁しましたように全国町村会総合賠償補償保険に加入しているものであり、全国町村会総合賠償補償保険で直接損保ジャパンのほうと契約しているものでございます。どこの支店ということはありません。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ここで昼食のため、2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時50分）

再 開 （午後 2時00分）

〔各常任委員会委員名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○常任委員の選任について

○議長（大竹 惣君） 追加日程第15、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

常任委員については、配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員は、直ちに委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

総務厚生常任委員会は206会議室、産業教育常任委員会は常任委員会室でお願いします。

ここで委員会終了まで休憩します。

休 憩 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時56分）

〔各常任委員会正副委員長名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

それでは、各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務厚生常任委員長、7番、村松尚君、副委員長、2番、福島雅典君、産業教育常任委員長、3番、荒川佳一君、副委員長、1番、阿部雄一郎君、以上のように決定いたしました。

ここで副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（渋井清隆君） 暫時議長の職務を行います。

○議長の常任委員の辞任について

○副議長（渋井清隆君） 追加日程第16、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大竹惣君の退場を求めます。

〔13番（大竹 惣君）退席〕

○副議長（渋井清隆君） ただいま総務厚生常任委員に選任されました議長より常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長は、職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めるところでありますので、総務厚生常任委員を辞任するものです。辞任につきまして許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（渋井清隆君） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務厚生常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。
大竹惣君の入場を認めます。

〔13番（大竹 惣君）入場〕

○副議長（渋井清隆君） 大竹惣君にご報告申し上げます。

常任委員の辞任については許可されました。

議長を交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○広報広聴常任委員の選任について

○議長（大竹 惣君） 追加日程第17、広報広聴常任委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時01分）

再 開 （午後 3時01分）

〔広報広聴常任委員会委員名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

広報広聴常任委員については、配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を広報広聴常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員の方は、直ちに常任委員会室において委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

ここで委員会終了まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時01分）

再 開 （午後 3時22分）

〔広報広聴常任委員会正副委員長名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

それでは、広報広聴常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、

お知らせいたします。

広報広聴常任委員長に10番、横山知世志君、副委員長に1番、阿部雄一郎君、以上のように決定いたしました。

○議会運営委員の選任について

○議長（大竹 惣君） 追加日程第18、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

〔議会運営委員会委員名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

議会運営委員については、配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員の方は、直ちに委員会を常任委員会室で開催し、委員会条例第9条第2項の規定により正副委員長を互選し、その結果を報告願います。

ここで委員会終了まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時23分）

再 開 （午後 3時45分）

〔議会運営委員会正副委員長名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

それでは、議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

議会運営委員長に4番、櫻井幹夫君、副委員長に11番、根本謙一君、以上のように決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時45分）

再 開 （午後 3時48分）

〔会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員名簿を配付〕

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

○議長（大竹 惣君） 追加日程第19、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員は、配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の方が当選されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和7年会津美里町議会第2回定例会11月会議を散会いたします。

散 会 （午後 3時50分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年11月14日

臨時議長 鈴木 繁 明

議長 大竹 惣

副議長 洪井 清 隆

議員 阿部 雄一郎

議員 福島 雅典